

令和7年度大学等進学サポート事業Q & A

対象者に関すること

- ・浪人生も対象となりますか。1
- ・住民票は沖縄にありますが、県外の高校に在籍している場合も対象となりますか。 ...1
- ・生活保護の場合も対象となりますか。1

給付に関すること

- ・保護者の渡航費用も対象となりますか。1
- ・オープンキャンパスや合格後の物件探しも給付の対象ですか。1
- ・受験料は給付の対象ですか。1
- ・電車やバス賃などは給付の対象ですか。1
- ・タクシーやレンタカー代などは給付の対象ですか。1
- ・受験のために複数回渡航したのですが、渡航回数に制限はありますか。2
- ・受験をして不合格となってしまった場合、給付対象外となりますか。2
- ・支援決定となったのですが、募集時期より前に受験のために渡航した場合も給付の対象となりますか。2
- ・宿泊料の中に食事代が含まれている場合、食事代も費用の対象となりますか。2
- ・離島に住んでおり、県外・本島の学校両方受験する予定なのですが、その場合上限額はいくらになりますか。2
- ・進路変更に伴い、申請時に予定していた渡航を変更しますが、変更届が必要な場合はどのような場合ですか。2

支援申請の手続きに関すること

- ・申請の際は申請者が学校へ提出し、学校で取りまとめる必要がありますか。2
- ・児童扶養手当を受給しており、今年度の決定通知は届いているのですが、受給者証を返してしまった場合はどうしたらよいでしょうか。3
- ・児童扶養手当受給者証の代わりに母子及び父子家庭等医療費助成金の受給資格証を提出してもよいですか。3

渡航費の請求に関すること

- ・領収書の宛名は必ず支援決定者でなければなりませんか。3
- ・予約するときに保護者と支援決定者の2人分で予約してしまったため、1人分の領収書を発行することができない場合、どうしたらよいでしょうか。3

- ・1乗車(乗り継ぎ除く)1,000円以上のバスや特急列車などの請求の際に、どのような証明書類を提出すればよいですか。.....3
- ・入学時にオリエンテーションがあるのですが、その場合も出席必須行事及び旅費不受給証明書の提出が必要となりますか。.....3

その他

- ・申請から給付までの流れを教えてください。.....3
- ・申請を行えば必ず支援決定となりますか。.....4
- ・公的支援が実施する渡航費用支援事業との併用は不可とありますが、奨学金との併用は可能でしょうか。.....4
- ・大学等進学サポート事業はどこが実施していますか。.....4

対象者に関すること

・浪人生も対象となりますか。

→対象外となります。

・住民票は沖縄にありますが、県外の高校に在籍している場合も対象となりますか。

→対象外となります。(通信制除く)

・生活保護の場合も対象となりますか。

→対象となります。

給付に関すること

・保護者の渡航費用も対象となりますか。

→対象外となります。ただし、介助などで保護者の同伴が必要と認められる場合は保護者も支援対象となります。沖縄県子ども家庭課(098-866-2174)までご連絡ください。

・オープンキャンパスや合格後の物件探しも給付の対象ですか。

→対象外となります。

・受験料は給付の対象ですか。

→本事業は渡航費のみの支援となりますので対象外です。

・電車やバス賃などは給付の対象ですか。

→1乗車(乗り継ぎ除く)1,000円以上であれば実費請求することができます。1,000円未満の場合は実費請求できない代わりに、旅行雑費として1日一律1,000円を支給しております。なお、1乗車1,000円以上の乗車賃を請求する場合には、請求した日の旅行雑費は500円を支給しています。

例 ①高速バス(東京→大阪) 乗り継ぎなしで5,200円かかった場合

→5,200円+旅行雑費 500円 計 5,700円支給

②電車乗り継ぎ(羽田→品川→新宿→八王子) 計1,160円かかった場合

→旅行雑費1,000円のみ支給

・タクシーやレンタカー代などは給付の対象ですか。

→原則対象外となります。ただし、目的地へ行くまでに他に利用できる公共交通機関がなく、やむをえない場合は給付対象とします。給付対象となるかについては沖縄県子ども家庭課(098-866-2174)までお問い合わせください。給付対象となった場合、領収書に加えて目

の地までの経路がわかる書類を別途提出してもらうことがあります。

・受験のために複数回渡航したのですが、渡航回数に制限はありますか。

→制限はありません。複数回渡航した場合でも、上限額の範囲であれば給付対象となります。

・受験をして不合格となってしまった場合、給付対象外となりますか。

→受験の渡航費については給付可能です。受験票などの提出が必要となりますので保管しておいてください。

・支援決定となったのですが、募集時期より前に受験のために渡航した場合も給付の対象となりますか。

→令和7年4月以降の渡航費であれば支給可能です。

・宿泊料の中に食事代が含まれている場合、食事代も費用の対象となりますか。

→対象外となります。内訳が表示できる場合は料金から食事代を差し引いた額を給付しますので、食事料金が記載されている明細書を提出してください。内訳が表示できない場合は県の旅費システムを基準として、朝食代 600 円、夕食代 1600 円を差し引いた額を給付します。

・離島に住んでおり、県外・本島の学校両方受験する予定なのですが、その場合上限額はいくらになりますか。

→両方渡航する場合、上限額は10万円となります。支援決定後に進路変更等により本島のみ渡航することとなった場合は、速やかに変更届を沖縄県青少年育成県民会議へ提出してください。変更届の提出がなかった場合には、上限5万円の範囲で給付することとします。

・進路変更に伴い、申請時に予定していた渡航を変更しますが、変更届が必要な場合はどのような場合ですか。

→募集要項5ページ「給付上限額の変更」をご確認ください。変更届未提出の場合、支援決定時の上限額までしか給付できない可能性があります。募集要項をご確認の上、速やかに変更届を提出してください。

支援申請の手続きに関すること

・申請の際は申請者が学校へ提出し、学校で取りまとめる必要がありますか。

→学校で取りまとめる必要はありません。申請者が郵送または直接沖縄県青少年育成県民会議へご提出ください。

・児童扶養手当を受給しており、今年度の決定通知は届いているのですが、受給者証を返してしまった場合はどうしたらよいでしょうか。

→申請期間中に受給者証の提出が間に合わない場合は決定通知の提出で構いません。

・児童扶養手当受給者証の代わりに母子及び父子家庭等医療費助成金の受給資格証を提出してもよいですか。

→児童扶養手当受給者証の代わりとして提出することはできません。

渡航費の請求に関すること

・領収書の宛名は必ず支援決定者でなければなりませんか。

→原則支援決定者本人宛てでお願いしておりますが、諸事情により発行が難しい場合は、予約詳細画面などで支援決定者が渡航したことを証明できれば保護者などが宛名となっても構いません。

・予約するときに保護者と支援決定者の2人分で予約してしまったため、1人分の領収書を発行することができない場合、どうしたらよいでしょうか。

→交通費内訳または宿泊費内訳の様式には支援決定者の金額を記入し、予約詳細画面など日付、人数、金額、(経路)が分かる資料を添付してください。

・1乗車(乗り継ぎ除く)1,000円以上のバスや特急列車などの請求の際に、どのような証明書類を提出すればよいですか。

→日付、区間、金額が記載されている領収書または乗車券を提出してください。提出できない場合には、1日1,000円の旅行雑費のみの支給となります。

・入学時にオリエンテーションがあるのですが、その場合も出席必須行事及び旅費不受給証明書の提出が必要となりますか。

→入学時のオリエンテーションは進学時の渡航となるため、合格通知、入学許可証または在籍証明書の写しの提出で構いません。

その他

・申請から給付までの流れを教えてください。

→申請後、事務局で書類確認を行い、予算の範囲内で対象者を決定します。支援決定となった後、渡航費用が上限額を超えた場合、または、予定している渡航が全て終了した場合、渡航費用を請求することができます。(募集要項3ページの「7 申請について」も併せてご覧ください。)

請求は1人1回となりますので渡航回数ごとに請求することはできません。請求から1か月程度



で口座に振り込み、支給決定額通知を送付します。振込みの連絡は個別に行っておりませんので、支給額決定通知を受け取った後に口座をご確認ください。

・申請を行えば必ず支援決定となりますか。

→予算の範囲内で毎年決定していますので、申請者全員を決定できない可能性もあります。

・公的支援が実施する渡航費用支援事業との併用は不可とありますが、奨学金との併用は可能でしょうか。

→奨学金との併用は可能です。

・大学等進学サポート事業はどこが実施していますか。

→沖縄子どもの未来県民会議（事務局：沖縄県子ども未来部子ども家庭課、沖縄県青少年育成県民会議）が実施しています。